

## 5 騒音・振動・悪臭関係

(1) 騒音に係る環境基準（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 一般地域の環境基準

地域の 類型	該 当 地 域	時 間 の 区 分	
		昼 間 〔午前6時から 午後10時まで〕	夜 間 〔午後10時から 翌日の午前6時まで〕
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 用途地域の定めのない地域		
C	近隣商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）工業専用地域については適用されない。

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（備考）車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓 を 閉 め た 屋 内	45デシベル以下	40デシベル以下

- (備考) 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路をいう。  
 2 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。  
 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

(2) 悪臭防止法に基づく規制内容

物質濃度規制地域	臭気指数規制地域
22の特定悪臭物質の濃度による規制	臭気全体における強さによる規制

※臭気指数とは、においを感じなくなるまで、においを無臭空気希釈した時の希釈倍率（臭気濃度）を対数化して、10倍した数値。

(3) 騒音規制法と振動規制法の対象工場等数

区 分	施設・作業の種類	工場等数	
騒音規制法対象	金属加工機械	2,824	
	空気圧縮機等	4,693	
	土石用粉砕機等	265	
	織機	310	
	建設用資材製造機械	178	
	穀物用製粉機	18	
	木材加工機械	929	
	抄紙機	45	
	印刷機械	924	
	合成樹脂用射出成形機	731	
	鋳型造型機	66	
	計	10,983	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	102
		びょう打機を使用する作業	4
		さく岩機を使用する作業	951
		空気圧縮機を使用する作業	98
		コンクリートプラント等を設けて行う作業	60
		バックホウを使用する作業	185
		トラクターショベルを使用する作業	11
ブルドーザーを使用する作業		31	
計		1,442	

区 分	施設・作業の種類	工場等数	
振動規制法対象	金属加工機械	2,557	
	圧縮機	2,289	
	土石用粉砕機等	165	
	織機	255	
	コンクリートブロックマシン等	16	
	木材加工機械	52	
	印刷機械	550	
	ロール機	55	
	合成樹脂用射出成形機	544	
	鋳型造型機	48	
	計	6,531	
	特定建設作業	くい打機等を使用する作業	104
		鋼球を使用して破壊する作業	2
舗装版粉砕機を使用する作業		29	
ブレーカーを使用する作業		728	
計		863	

(出典：環境省令和2年度施行状況調査)

(4) 自動車騒音に係る要請限度（騒音の評価手法は、等価騒音レベル）

ア 区域の区分と要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間	夜間
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

イ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

ウ 区域の類型

区域の類型	該当地域
a区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の概要

環境基準

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

(注) 地域の類型 I：主として住居の用に供される地域。  
 地域の類型 II：I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。

(6) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域指定の概要

1 指定地域の範囲	東北新幹線・上越新幹線の軌道中心線から左右両側にそれぞれ300m以内の地域。ただし、戸田市、蕨市及びさいたま市(旧大宮市の区域を除く。)の区域では軌道中心線から左右両側にそれぞれ200m以内の地域とし、また、長大スパンけた橋りょうの各橋台からそれぞれ400mの区間では、軌道中心線から左右両側にそれぞれ400m以内の地域とする。
2 類型の当てはめ	類型 I 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域が定められていない地域 類型 II 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3 指定から除外する地域及び類型を当てはめない地域	工業専用地域、河川区域、鉄道用地

(7) 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果 (令和3年度)

新幹線名		測定区域 (測定年月日)	用途地域(類型)	騒音レベル(デシベル)			振動レベル(デシベル)
				25m	50m	100m	25m
東北 新幹 線	大宮駅 以北	上尾(上り側) (R4. 1. 19)	第2種住居地域 (I)	<u>75</u>	<u>72</u>	—	51
		伊奈(上り側) (R4. 1. 20)	無指定 (I)	69	69	61	56
		白岡(下り側) (R4. 1. 25)	第1種住居地域 (I)	67	67	57	54
		久喜(下り側) (R4. 1. 25)	第1種住居地域 (I)	67	66	59	58
	大宮駅 以南	戸田(下り側) (R4. 1. 19)	第1種住居地域 (I)	65	60	55	47
		戸田(上り側) (R4. 1. 19)		67	62	52	45
上越 新幹 線		上尾(下り側) (R4. 1. 19)	無指定 (I)	67	67	65	48
		鴻巣(上り側) (R4. 1. 13)	無指定 (I)	<u>71</u>	68	65	60
		行田(下り側) (R4. 1. 12)	第1種住居地域 (I)	70	67	61	59
		熊谷宮本(下り側) (R4. 1. 12)	商業地域 (II)	69	67	61	49
		熊谷三ヶ尻(下り側) (R4. 1. 18)	無指定 (I)	<u>72</u>	70	67	38
		本庄(下り側) (R4. 1. 18)	無指定 (I)	<u>74</u>	67	59	53

(注) 1 測定結果欄の距離は、測定地点側の軌道中心からの距離である。  
 2 測定結果欄の は、環境基準値を超えたことを示す。

(8) 航空機騒音に係る環境基準の概要

○環境基準 (Lden) : 平成25年4月1日施行

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

(備考) I 類型: 専ら住居の用に供される区域

II 類型: I 以外の地域であって、通常の生活を保全する必要がある区域

※Lden (時間帯補正等価騒音レベル) とは、昼間 (7:00~19:00)、夕 (19:00~22:00)、夜間 (22:00~7:00) の時間帯別に重みを付けて求めた等価騒音レベルである。

(9) 航空機騒音に係る環境基準の地域指定の概要

ア 対象飛行場

入間飛行場、横田飛行場

イ 指定地域の範囲

対象	範囲 (滑走路中心線から)			
	東側	西側	南側	北側
入間飛行場	3 km	2 km	7 km	10 km
横田飛行場	3 km	2 km	都県境	17 km

ウ 地域の類型を当てはめる地域

地域の類型	当てはめる地域
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

エ 当てはめから除外する地域

工業専用地域、入間基地内

(10) 航空機騒音発生状況の概要 (令和3年度)

	番号	測定地	類型	※Lden (デシベル)	騒音発生回数 (上段: 総数、下段: 1日平均)		有効測定日数 (日)
入間飛行場南側	1	宮前小学校 (所沢市東狭山ヶ丘)	I	56	16,958	46	365
	2	所沢西高等学校 (所沢市北野新町)	I	54	8,765	24	
	3	小手指小学校 (所沢市小手指元町)	I	52	6,672	18	

	番号	測定地	類型	※Lden (デシベル)	騒音発生回数 (上段：総数、下段：1日平均)	有効測定日数 (日)
入間飛行場北側	4	狭山緑陽高等学校 (狭山市広瀬東)	I	55	16,781 46	365
	5	綜研化学駐車場 (狭山市柏原)	I	60	18,937 52	365
	6	老人福祉センター宝荘 (狭山市柏原)	I	51	9,983 27	365
横田飛行場北側	7	金子小学校 (入間市西三ツ木)	I	53	5,611 15	365
	8	飯能第一中学校 (飯能市双柳)	I	47	3,975 11	365

※Lden欄の\_\_は、環境基準値を超えたことを示す。

#### (11) 悪臭防止法に基づく臭気指数規制の概要

##### ア 敷地境界線における規制基準

区域区分		基準値 (臭気指数)	
		(1)	(2)
A 区域	(B、C区域を除く区域)	15	15
B 区域	(農業振興地域)	18	21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	18	18

基準値 (1) 熊谷市、川口市、秩父市(一部)、所沢市、飯能市、加須市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、滑川町、嵐山町、吉見町、皆野町、長瀬町、杉戸町、松伏町

基準値 (2) 本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町

##### イ 気体排出口における規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

## ウ 排出水中の規制基準

敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式  $I_w = L + 16$

$I_w$  : (排出水の臭気指数)

$L$  : (敷地境界線における規制基準)

※ 特定悪臭物質の濃度による規制については、「敷地境界線における規制基準」、「気体排出口における規制基準」、「排出水における規制基準」により規制されている。

## (12) 騒音・振動・悪臭に係る苦情件数の推移

(単位：件)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
騒音	工場・事業場	226	393	227	256
	建設作業	315	263	318	381
	交通	56	27	52	58
	近隣	130	133	124	178
	その他	242	142	209	283
	合計	969	958	930	1,156
振動	工場・事業場	28	74	31	24
	建設作業	94	15	81	119
	交通	7	9	10	10
	その他	15	25	9	20
	合計	144	123	131	173
悪臭	製造事業所	98	116	115	85
	家庭生活	80	151	91	68
	商店・飲食店	30	37	24	33
	その他	295	197	290	352
	合計	503	501	520	538

(出典：環境省、総務省)